

長期間ご利用のない預金口座の利用停止について

令和2年1月27日

東栄信用金庫

最近、預金口座を悪質な犯罪に利用する事例が見受けられ、社会的にも大きな問題となっております。このため、当金庫では、預金口座の不正利用防止の観点から、不活動口座（利息組入れ以外の入出金ない口座）については、預金取引を停止させていただくことがあるほか、お客さまに通知のうえ解約させていただく場合がございます。これらの場合には、当該預金口座への入金、振込、払戻し等ができなくなりますので、お手元に長い間使用されていない通帳がございましたら、最終取引日等をご確認ください。

なお、当金庫からお客さまへの通知等については、お届けの氏名、住所あてに発送いたしますが、通知等が延着、または、到着しなかった場合でも、通常到達したものとして取扱いさせていただきます。

○当金庫が規定上定める一定の期間、一定の残高について

流動性預金規定、定期性預金規定、当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）の解約等の条項に記載する「当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額」について、次のように定めます。

一定の期間：最終の入金または払戻し（利息組入れを除く）から3年間

一定の金額：1,000円未満

(令和2年4月1日現在)

以 上

※改定後の規定につきましては、「各種規定集のご案内」をご覧ください。



リスク管理部 03-5607-1131